



盛土

盛土等の規制が
始まりました



切土



山形県
Yamagata Prefectural Government

※写真はイメージです
(山形県内の工事ではありません)

令和7年4月から盛土規制法の規制が始まりました!!

■ 盛土規制法の概要

盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、土地の用途(宅地、森林、農地等)に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
(旧「宅地造成等規制法」を抜本的に改正、R4.5月公布、R5.5月施行)



R3.7月 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針

- 1. スキマのない規制**
盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可対象に

3. 責任の所在の明確化
土地所有者等の責務を明確化し、必要に応じて是正措置等を命令
- 2. 盛土等の安全性の確保**
災害防止のために必要な許可基準を設定し、基準に沿って安全対策が行われているか確認

4. 実効性のある罰則の措置
罰則の水準を強化(最大で懲役3年以下、罰金1000万円以下、法人重科3億円以下)

■ 規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
〔県土の約3割〕

※山形市内の規制区域は
山形市長が令和7年4月1日に指定済みです。



特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
〔県土の約7割〕

規制区域図は
山形県のホームページをご覧ください。

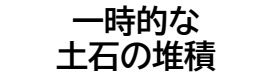


■ 許可が必要となる盛土等の例

赤文字: 宅地造成等工事規制区域
緑文字: 特定盛土等規制区域

土地の形質の変更 (盛土・切土)

要件	イメージ図
盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	
切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	
盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	
盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの	
盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	



■ 規制の開始日

令和7年4月30日

■ よくある問い合わせ

開発許可を受けた工事も盛土規制法の許可が必要ですか？

都市計画法に基づく開発許可を受けたときは、開発行為で行う宅地造成等に関する工事について、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。(通称、「みなし許可」)
改めて盛土規制法の許可等を受ける必要はありませんが、「みなし許可」となった場合、工事の期間・規模・内容により、盛土規制法に基づく定期報告や中間検査が必要になる場合がありますので、御注意ください。

工事の現場に一時的に堆積する場合は許可が必要ですか？

工事で発生した土石や工事で使用する土石を工事の現場に一時的に堆積する場合は、規制対象外となります。

盛土規制法について
詳しくは**盛土ポータルサイト**をご覧ください。



このリーフレットに関するお問い合わせ先
山形県 県土整備部 都市計画課
電話:023-630-2523

■ お問い合わせ先

宅地造成等を行う土地※	事前相談・申請等窓口	電話番号
上山市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	村山総合支庁 建設部 建設総務課	023-621-8408、023-621-8207
新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 建設部 建設総務課	0233-29-1391
米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	置賜総合支庁 建設部 建設総務課	0238-26-6099
鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	庄内総合支庁 建設部 建設総務課	0235-66-5569

※山形市内については、山形市まちづくり政策部まちづくり政策課(電話(代表):023-641-1212)にお問い合わせください。